

みせ税理士  
の

# 相続相談手帖 第38話

**Q** 前回の相続相談手帖を拝見し、初めて相続法が大きく改正されることを知りました。その中で、**遺言制度**に関する見出しも記載されていましたが、具体的にどのように改正されるのか教えてください。また、私が遺言書を書くにあたって、税務上、気をつけておく事項があれば、併せて教えてください。

**A** 今回の相続法の改正では遺言制度に関する見直しがなされ、①『**自筆証書遺言の方式緩和**』と②『**自筆証書遺言の保管制度の創設**』が新たに始まります。

## ① 自筆証書遺言の方式緩和（2019年1月13日より施行）

従来、自筆証書遺言はその全文を自筆する必要があり、訂正等について決まった様式で行わないと自筆証書遺言自体が無効となってしまうこともありました。

その為、自筆証書遺言の過剰規制を排し、その利用の促進を図る必要があったことから、今回の改正では自筆証書遺言に添付する「**財産目録**」については**自筆不要**（パソコンなどで作成可能）となりました。

## ② 自筆証書遺言の保管制度の創設（2020年7月10日より施行）

自筆証書遺言の保管制度の創設により、遺言者は、自筆証書遺言（特定の様式かつ無封のもの）について**法務局に保管申請**できるようになりました。

●遺言書を遺言者の住所 or 本籍地 or 遺言者が所有する不動産の所在地を管轄する法務局で保管できます。

※遺言者本人が保管の申請をする必要があります。

●遺言者はいつでも遺言書の返還や閲覧請求をすることができます。

●遺言者の関係相続人等（相続人・受遺者・遺言執行者等）は相続日後、以下の請求をすることができます。

- ① 遺言書情報証明書（遺言の内容や保管情報などを証明する書面）の交付
- ② 遺言書保管事実証明書（遺言書の保管の有無、保管情報などを証明する書面）の交付
- ③ 遺言書の閲覧

※相続人の1人が①又は③の手続きをした場合、法務局からその他の相続人等へ、遺言書を保管していることが通知されます。



また、遺言書の中で誰に何を相続させるか検討する上で、場合によっては、相続税額に大きく影響します。例えば、配偶者にどれだけの財産を残すのか、その金額により、税務上の「**配偶者の税額軽減**」の適用割合が変動します。また、不動産については取得者によって「**小規模宅地等の特例**」が受けられないケースも出てきます。

遺言書はご自身の想いを残す意思表示であると同時に、書き方によって相続税に直接影響する為、「**思い**」と相続後の「**負担**」を十分に配慮して書いてください。

お問合せ先: 税理士法人あおば 資産税担当 税理士 三瀬 義男  
大阪市西区立売堀1丁目1番1号 立売堀1番館4F  
TEL: 0120-985-556 URL: <http://www.nara-souzoku.net/>

セカンド・オピニオン  
受付中